

後期高齢者医療財政の概要(案)

医療給付費等総額：10.3兆円

(注)平成18年度予算を足元とした平成20年度推計値

都道府県単位の広域連合

← 50% 50% →

財政安定化基金

○保険料未納リスク、給付増リスク等による後期高齢者医療広域連合の財政影響に対応するため、国・都道府県・広域連合(保険料)が1/3ずつ拠出して、都道府県に基金を設置し、貸付等を行う。

事業規模 2,000億円程度

高額医療費に対する支援

○高額な医療費の発生による後期高齢者医療広域連合の財政リスクの緩和を図るため、レセプト1件当たり80万円を超える医療費の部分について、国及び都道府県が1/4ずつ負担する。

事業規模 1,000億円程度

特別高額医療費共同事業

○著しい高額な医療費の発生による財政影響を緩和するため、各広域連合からの拠出金を財源として、レセプト1件当たり400万円超の医療費の200万円超の部分について、財政調整を行う。

事業規模 17億円程度

支援金 (40%) ※※ 4.5兆円	国調整交付金 (8%) ※ 0.8兆円
保険料 0.8兆円	定率国庫負担 (25%) ※ 2.4兆円
公費補填	定率都道府県負担 (8%) ※ 0.8兆円
高額医療費に対する支援	定率市町村負担 (8%) ※ 0.8兆円

調整交付金(国)

○普通調整交付金(全体の9/10)
広域連合間の被保険者に係る所得の格差による財政力の不均衡を調整するために交付する。

○特別調整交付金(全体の1/10)
災害その他特別の事情を考慮して交付する。

保険基盤安定制度

○低所得者等の保険料軽減分を公費で補填する。
(市町村1/4、都道府県3/4)

事業規模 1,700億円程度

※ 現役並み所得者については、公費負担(50%)がなされないため、実際の割合は50%と異なる。
 ※※ 国保及び政管健保の後期高齢者支援金には、別途各々50%、16.4%の公費負担がある。

保険料の賦課基準について 〈①基本的な考え方〉 (案)

- 後期高齢者医療保険料は、被保険者の保険料負担能力に応じて賦課される応能分(所得割)と、受益に応じて等しく被保険者に賦課される応益分(被保険者均等割)から構成される。
- 普通調整交付金(所得格差による広域連合間の財政力の不均衡を調整するために交付)による所得調整の結果、広域連合の給付費の高さに応じて、保険料率(被保険者均等割額、所得割率)が決まることとなる。

$$\text{各広域連合の1人当たり保険料額} = \text{被保険者均等割額(※)} + \text{1人当たり所得割額}$$

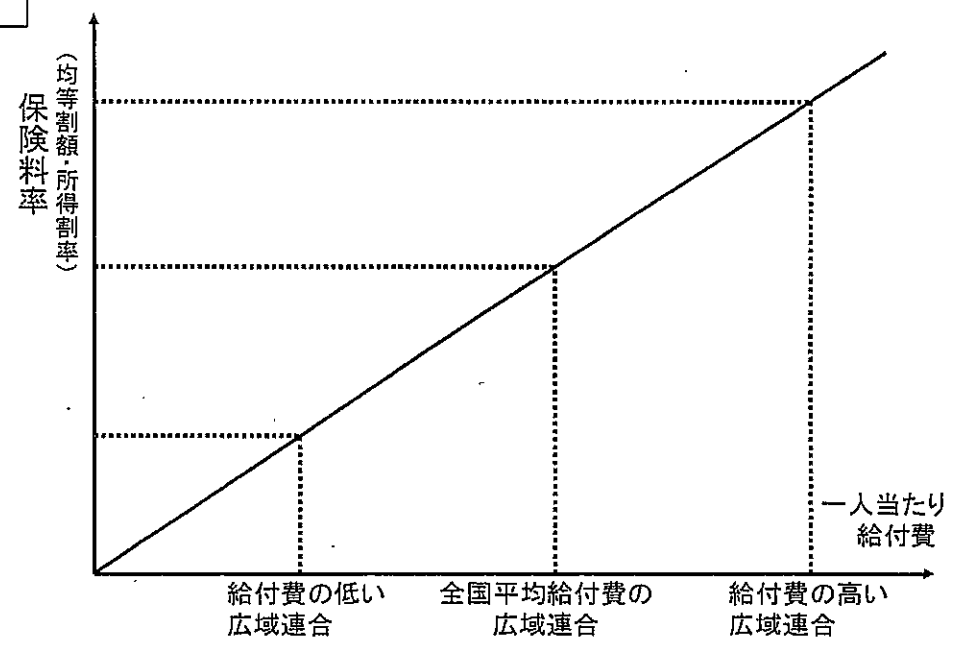
\downarrow
 $\text{旧ただし書き所得} \times \text{所得割率(※)}$

※ 被保険者均等割額 と 所得割率 は、各広域連合の1人当たり給付費の水準に応じて変動する。

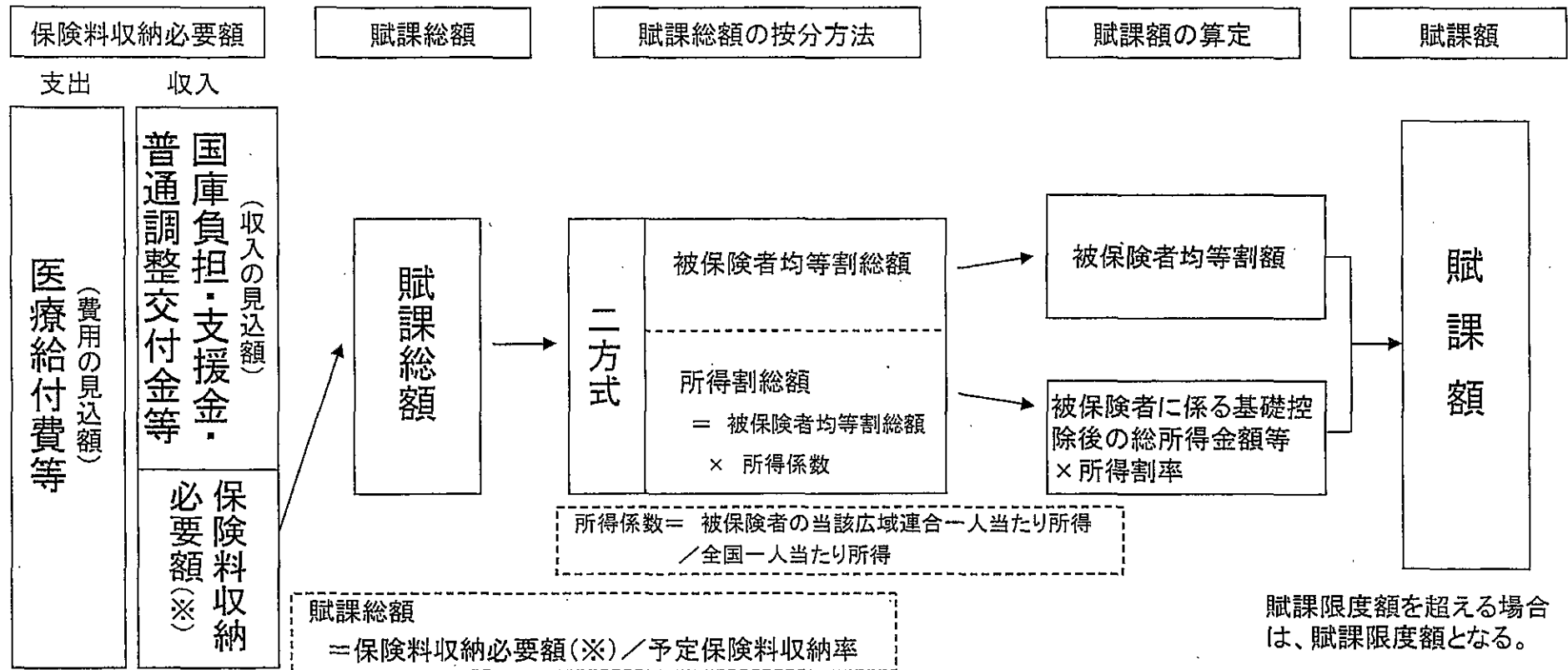
全国平均の普通調整交付金が交付された場合の応益応能比率は50:50となり、各広域連合ごとの応益応能比率は、実際に交付される普通調整交付金の多寡により変動する。

広域連合	平均的な 所得水準の	応益保険料 (5%)	応能保険料 (5%)	調整交付金	国庫負担・ 支援金等
広域連合	所得水準の低い	応益保険料 (5%)	応能保険料	調整交付金	国庫負担・ 支援金等
広域連合	所得水準の高い	応益保険料 (5%)	応能保険料	調整交付金	国庫負担・ 支援金等

所得調整後の給付費と保険料との関係



保険料の賦課基準について 〈②算定方法〉 (案)



※ 保険料収納必要額は、各年度の(ア)～(イ)の合算額とする。

(ア) 後期高齢者医療に要する次の費用(①～⑧)の合算額の見込み額

- ①療養の給付一部負担金、②入院時食事療養費等の支給、③財政安定化基金拠出金、④特別高額医療費共同事業拠出金、⑤財政安定化基金借入金の償還金、⑥保健事業、⑦審査・支払に関する事務、⑧その他(葬祭費等。ただし、事務費を除く。)

(イ) 次の収入(①～⑨)の合算額の見込額

- ①国庫負担金(高額医療費に対する負担金を含む)、②都道府県負担金、③市町村負担金、④調整交付金、⑤後期高齢者交付金、⑥特別高額医療費共同事業交付金、⑦国・都道府県・市町村の補助金、⑧その他(事務費及び保険料減額賦課に係る市町村納付金を除く。)